|  |
| --- |
| （要望項目）【権利の実現に関する要望項目】３．強制不妊手術の問題について　大阪府として、障害者に不妊手術を強いた事実を重く受け止めること。また被害者の人権救済につなげるため、何としても一人でも多くの被害者を掘り起こすよう、あらゆる手立てを講じること。 一時金請求期限改正の附帯決議に「一刻の猶予もないことを踏まえ、効果的な広報を早急に行うこと」とあるよう、広報活動は昨年度よりも更に拡大し、新聞・ラジオ広告、テレビCM、全交通機関でのポスター掲示、障害者への個別通知時のチラシ挟み込み等、あらゆる手段を講じて大々的に展開すること。　また一昨年度から大阪府では全ての高齢者施設等に対する周知の一環としてのアンケート調査を実施しているが、今年度も障害児者施設、児童施設、医療機関、あらゆる関係機関へ周知とアンケート調査を実施すること。また周知・アンケート調査については、大阪市をはじめ、前向きな自治体と連携すること。さらに国に対して、施設や医療機関への再調査の実施を強く求めるとともに、全面解決に向け補償金額の大幅増額、自治体への調査権限の付与等、抜本的な施策の推進を求めること。 |
| （回答）○　旧優生保護法施行当時、国の機関委任事務による優生手術の適否の判断に携わってきたことについては、府として非常に重く受け止めています。○　府では、これまで市町村、医療・福祉・人権等の関係機関などへのリーフレットやポスターの配布、府や市町村のホームページや広報紙等を通じての周知、Osaka Metro等府内の鉄道会社の協力を得て行った駅構内でのポスターの掲示などを行ってきたところです。○　昨年度は救護施設、今年度は、地域包括支援センターなど対象施設を拡大してリーフレットやポスターの配布を行うとともに、府と包括連携協定を締結している企業が、同リーフレットの配布にご協力いただけることとなり調整を進めています。○　また、対象者の方と接する機会の多い市町村、地域で活動される民生委員や社会福祉協議会の方に同制度を知って広めていただけるよう、部局間で連携し、府が開催する説明会や会議などあらゆる機会を捉えて同制度の発信に努めています。○　さらに、聴覚障がいのある方が安心して相談していただけるよう、公益社団法人大阪聴力障害者協会と連携して手話動画を２本作成し、サムネイル画像とともに掲載するなど、大阪府ホームページでの発信に力を入れています。○　メディア（新聞・テレビCM）を用いた広報は、今年度も放送期間・放送回数を拡大して実施する予定であり、一人でも多くの対象者の方に伝わるよう、引き続き、積極的な広報周知に取り組んでまいります。○　調査については、国から今年４月に旧優生保護法に関連した資料の保全通知が出されたことを受け、他部局と連携し、府独自で、児童施設、医療機関、障害者支援施設などの各保全措置対象施設及び機関管理者あてアンケート調査を実施しました。○　また、今後の施策については、最高裁判決を受け、内閣総理大臣より、新たな保障の在り方について検討を進める趣旨の発言があったところです。国の動きを注視しつつ適切に対応してまいります。 |
| （回答部局課名）健康医療部　保健医療室　地域保健課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホーム等に関する要求項目】１．新型コロナ等の感染症対策について１）　グループホームやヘルパー派遣事業所など、福祉事業所に義務づけられた平常時における感染症対策に関する研修・訓練へのバックアップや指導を充実すること。 |
| （回答）○　障がい福祉サービス事業所等に義務付けられた業務継続計画（BCP）について、昨年度、障がい福祉サービス等事業所向けに策定研修を実施したところです。○　また、令和６年度においては、業務継続計画（BCP）に対する理解をさらに深めたり、シミュレーション訓練を行う際の情報として活用いただくことを目的として、この策定研修の内容を抜粋した動画を大阪府のホームページに掲載しているところです。○　今後とも、集団指導や運営指導を通じて、障がい福祉サービス事業所等に対して、感染症対策に必要な情報の提供を行うとともに、研修・訓練の実施を働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホーム等に関する要求項目】１．新型コロナ等の感染症対策について２）　大流行が危惧される状況になった場合は、福祉事業所における定期スクリーニング検査への支援を、すみやかに再開すること。 |
| （回答）○　障がい者施設等の従事者等に対する新型コロナの定期検査については、新型コロナに対応する医療提供体制が全国的に整備されたことや感染状況等を踏まえ、国において、令和６年３月31日をもって定期検査の行政検査としての取扱いを終了する方針が出されたことに伴い、府においても事業を終了しました。○　新型コロナについては、現在、抗原検査キットが薬局等でも購入できるようになっていることから、必要に応じて検査キットでセルフチェックしていただくことになります。○　また、新型コロナ以外の新興感染症については、発生時等において国が示す定期検査の方針に基づき、府としても検査体制等を検討してまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課健康医療部　保健医療室　感染症対策課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホーム等に関する要求項目】１．新型コロナ等の感染症対策について３）　大流行を想定して、重症化リスクの高い障害者がすみやかに安心して入院できるよう、入院調整をスムーズに行う大阪府全体のしくみを確立しておくこと。 |
| （回答）○　府では、感染症法に基づき、平時から医療機関等と協定を締結し、新興感染症の発生時等における病床を確保し、速やかに医療を提供できる体制を整備しています。○　また、新興感染症の病原性や感染性等に応じて、府での入院調整業務の一元化等について判断し、重症化リスクや地域での感染状況等を踏まえながら、患者の療養先の振り分けや入院調整を迅速かつ適切に行うこととしております。○　府としては、感染症予防計画に基づき、新興感染症が発生した有事の際には、協定等に基づく医療提供体制及び円滑な入院調整体制を構築してまいります。 |
| （回答部局課名）健康医療部　保健医療室　感染症対策課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホーム等に関する要求項目】１．新型コロナ等の感染症対策について４）　罹患障害者の早期の正しい隔離をすすめ、また安心して療養できるよう、宿泊療養施設開設時を想定して、ヘルパーやグループホーム職員などの支援つきで利用できるための方策を、あらかじめ検討しておくこと。 |
| （回答）○　府においては、新興感染症の発生時等における医療提供体制の確保策として、平時から病院、診療所、薬局、訪問看護事業所と協定を締結し、病床確保の他、障がい者施設等や自宅・宿泊療養者等に医療を迅速に提供できる体制を整備しています。○　また、宿泊療養については、新興感染症の発生及びまん延時に、病原体の性状等に応じて検討していくこととなり、医療提供体制の状況を踏まえつつ、具体的な運営体制の構築及び実施を図ることとしています。○　府として、新興感染症の発生・まん延時等において感染症にり患された障がいのある方が安心して医療を受け、療養できるよう、医療機関等との協定締結など、平時からの医療療養体制構築に向けた備えを進めてまいります。 |
| （回答部局課名）健康医療部　保健医療室　感染症対策課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホーム等に関する要求項目】２．第５次大阪府障がい者計画の推進と大阪府の具体策および国への要望について１）　１ホームの定員を短期入所を含めて10人以下、日中事業所・高齢グループホームとの併設禁止を原則とする「指定方針」について、府内全市町村と改めて共有・徹底すること。また複数法人や複数法人の偽装による申請等の「悪質なすり抜け」実態を共有、具体的に注意喚起すること。 |
| （回答）○　「大阪府指定共同生活援助事業の指定に関する取り扱い方針」に基づき、同一事業者が一つの敷地内に専らグループホームに供することを目的とする建物を設置する場合は、その定員の総数は、原則として、10名を超えないよう、市町村とも連携しつつ、働きかけを行ってまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホーム等に関する要求項目】２．第５次大阪府障がい者計画の推進と大阪府の具体策および国への要望について３）　大阪府下全域の日中支援型の実施状況（指定自治体や箇所数）を示すとともに、協議会による検証内容を集約し、支援の質等運営実態を明らかにすること。 |
| （回答）○　日中サービス支援型共同生活援助は、障がいの重度化、高齢化に対応するために創設された類型であり、令和６年４月１日時点において８市町（大阪市、高槻市、貝塚市、箕面市、池田市、門真市、藤井寺市、阪南市、田尻町）で13事業所が指定されています。○　日中サービス支援型共同生活援助事業者は、協議会に対して定期的に事業所実施状況等を報告し、その評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないとされており、事業所において、市町村と調整の上、報告等が行われているものと理解しています。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホーム等に関する要求項目】２．第５次大阪府障がい者計画の推進と大阪府の具体策および国への要望について４）　グループホームにおいて、地域のあたりまえのくらしとして支援すべきこと（食事・入浴・外出など）と禁止事項（募集時点での重度者排除・門限など）を明示し、事業者研修を行うこと。 |
| （回答）○　障がい者の地域生活におけるニーズに対応したグループホームの整備が求められていることから、グループホームの開設を検討される事業者の手引きとして「障がい者グループホーム開設ハンドブック」を作成し、グループホームでの暮らしや開設・運営時の取組事例等を紹介しているところです。○　また、指定障がい福祉サービス事業所に対して、大阪府条例等に基づき適正に運営されるよう、新規指定事業者を対象とした研修を実施するとともに、全事業者に対する集団指導（年１回）のほか、個別の事業者に対する運営指導（随時）を実施しております。○　今後とも、所管する障がい福祉サービス事業所に対し、障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、適切な支援が行われるよう、指導に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホーム等に関する要求項目】２．第５次大阪府障がい者計画の推進と大阪府の具体策および国への要望について５）　区分が低く認定される傾向の精神障害者グループホームについて、報酬改定の影響を含め、実態調査やヒヤリングを実施すること。また、安定運営や拡充のための府独自の方策を検討すること。 |
| （回答）○　障がい者支援施設や精神科病院からの地域移行を進めるにあたっては、障がい者の暮らしの場であるグループホームの役割が重要と認識しております。○　障がい福祉サービスに係る報酬上の措置は、施策を安定的に実施する観点から、国において実施すべきものであるため、これまで、必要な財源を措置するよう要望しており、報酬改定の影響等の検証も含め、引き続き、国に要望してまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホーム等に関する要求項目】２．第５次大阪府障がい者計画の推進と大阪府の具体策および国への要望について６）　個人単位のヘルパー併用について ・政令・中核市を含む府下自治体と連携し、府下全域の個別のヘルパー併用の実態（人数・利用時間等）、支給決定状況やガイドラインを示すこと。 ・長時間利用減算について、次期改定を待たず減算対象から休日を除外するよう国に要望すること。 |
| （回答）○　重度障がい者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障がい者の受入体制の確保の観点から、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定において、令和９年３月31日まで取扱いが延長されています。○　大阪府としても、市町村に対し、令和６年度報酬改定の内容を踏まえ、個別ケースに応じ適切に判断のうえ支給決定を行うよう、引き続き市町村に働きかけてまいります。○　併せて、個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例を恒久的なものとするよう、関係都道府県とも連携し、要望してきたところであり、引き続き、要望してまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課（下線部について回答）福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホーム等に関する要求項目】２．第５次大阪府障がい者計画の推進と大阪府の具体策および国への要望について７）　大阪府として、年限付きでない「サテライト型」あるいは「グループホーム圏」（ひとり住戸）など、多様な物件確保や支援形態をすすめること。また国に対し、サテライト型の年限撤廃、地域移行特別加算の在宅からの入居支援への拡充、自立生活支援加算の更なる拡充を要望すること。 |
| （回答）○　障がい者が地域で自立した生活を営むためには、暮らしの場であるグループホームの役割が重要です。○　サテライト型住居では、グループホームでの支援を受けずに、いずれ自立した生活を送ることを基本として、「３年で一般住宅等へ移行する」という原則がありますが、「３年の原則」を撤廃し、グループホームの支援を受けつつ、一人の空間で落ち着いた環境のもと安心して住み続けることができるよう、実態にみあったものに改善されるよう要望しています。○　グループホーム制度の拡充については、これまでも国に対し様々な要望を行ってきたところであり、今後も、グループホーム制度の拡充のため、必要な施策については、国に要望してまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホーム等に関する要求項目】２．第５次大阪府障がい者計画の推進と大阪府の具体策および国への要望について８）　各自治体のグループホームにおける重度対応の実態を把握しなおし、大阪府第５次計画の見込み量を上方修正すること。また今後の必要量について、幅広いニーズを考慮し検討をすすめること。 |
| （回答）○　「第５次大阪府障がい者計画」（令和６年３月改定）において、令和６年度から令和８年度までの３年間における、共同生活援助を含めた障がい福祉サービス等の見込み量を示していますが、この見込み量については、国の指針を踏まえ、府内の市町村障がい福祉計画に基づき算出しています。○　グループホームにおける重度対応の実態については、令和５年３月に大阪府障がい者自立支援協議会による報告書「地域における障がい者等への支援体制について」（以下「報告書」とします。）において、グループホームを利用する方のうち障がい支援区分５と６に該当している方の割合が35.5%となっています。○　また、報告書においては、重度化・高齢化に対応した生活環境の整備として、障がい特性に応じた支援を行うための個室化の推進など、生活の質を高める取組の必要性に言及されており、府としても、重度障がい者の地域移行をより推進していく観点から、令和５年度より重度障がい者の受入れに必要な環境整備に係る費用を助成する府独自事業「大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」を実施しており、令和６年度は、昨年実績等からのニーズを踏まえ、予算を拡充して実施しているところです。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホーム等に関する要求項目】２．第５次大阪府障がい者計画の推進と大阪府の具体策および国への要望について10）　大規模化が質の低下の大きな要因となっていることをふまえ、また国連の勧告にもとづき、入所施設の解体にむけた目標設定とグループホームのあり方の検討を行なうよう国に強く求めること。また、現行でも８人以上は大規模減算の対象となっていることをふまえ、定員を７人以下、最終的には４人から５人までとするなど、段階的にでも引き下げるよう、法令整備の検討を国に求めること。 |
| （回答）○　「大阪府指定共同生活援助事業の指定に関する取り扱い方針」に基づき、同一事業者が一つの敷地内に専らグループホームに供することを目的とする建物を設置する場合は、その定員の総数は、原則として、10名を超えないよう、働きかけを行っているところです。○　また、入所施設や病院から地域生活への移行を促進するため、障がい者の地域生活を支えるグループホームの機能強化や、障がい特性に応じた専門的な支援が安定的に行えるよう基本報酬の見直しなどについて、国に要望しています。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホーム等に関する要求項目】３．グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について３）　入居者の障害支援区分の変更や入居者の変更による消防法上の６項ハからロへの変更にあたっては、必要充分な移行期間を検討すること。また即時の違反公表の対象としないこと。 |
| （回答）○　障がい者が住み慣れた生活の場で引き続き安全に安心して暮らしていけるよう、厚生労働省から消防法令を所管している総務省に対し、施設等とは異なる障がい者グループホームの実情を伝えたうえで、小規模なグループホームに見合った形での消防法令の見直し（火災等が発生した際の安全性等を担保できる場合は、スプリンクラー設備を免除できる要件の見直し）について働きかけるよう要望しているところです。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホーム等に関する要求項目】３．グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について４）　グループホーム追い出し裁判に見られる消防法令・住宅法令の影響やコンフリクト問題を含む物件確保に関する実態を調査し、**入居拒否につながらない対策**について具体的な検討を行なうこと。また府障がい者計画の策定と連動し、物件確保に関する実態調査を定期的に実施すること。 |
| （回答）○　グループホームにおける消防法令改正による影響等については、府内市町村と意見交換するなど、実態の把握などに努めているところです。○　また、消防法令を所管している総務省に対し、施設等とは異なる障がい者グループホームの実情を伝えたうえで小規模なグループホームに見合った形での消防法令の見直しを働きかけするよう厚生労働省に要望しており、引き続き、国に働きかけてまいります。○　障がい者グループホームは、障害者総合支援法に基づき、障がい者が、普通の暮らしを送るための住まいの場として重要な役割を果たしており、今後とも、関係部局と連携して、その普及・啓発に取り組んでまいります。○　大阪府障がい者計画の策定にあたっては、府内の障がい者を対象に、生活実態やニーズ等を把握する実態調査を実施しております。○　現在は、令和３年度から令和８年度までを計画期間とする第５次大阪府障がい者計画に基づき障がい福祉施策を推進しているところであり、次回、障がい者計画の策定を行う際は、障がい福祉施策の推進状況を見極めつつ、調査の必要性も含め検討してまいります。**○　なお、都市整備部では、障がい者など住宅確保要配慮者の入居拒否につながらない対策として、当該要配慮者の入居を拒まない住宅を登録する住宅セーフティネット制度の周知・啓発等を行っています。また、公営住宅では、グループホーム用住戸の提供に取り組んでいます。引き続きこれらの取組を進めてまいります。（グループホームに関する要求項目３.２）、５）、６）の回答参照）****※参考****公営住宅におけるグループホームの利用状況は、市町営住宅で34団地100戸（令和６年３月31日時点）、府営住宅で121団地529戸（令和６年６月30日時点）となっております。（グループホームに関する要求項目３.２）、６）の回答参照）** |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課（下線部について回答）福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課**都市整備部　住宅建築局　居住企画課（太字部について回答）****都市整備部　住宅建築局　建築指導室　建築振興課（太字部について回答）****都市整備部　住宅建築局　住宅経営室　経営管理課（太字部について回答）** |